

# 美方郡広域事務組合における女性職員の活躍の 推進に関する特定事業主行動計画書

平成28年3月

美方郡広域事務組合

# 美方郡広域事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 30 日

美方郡広域事務組合管理者

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）」が制定されました。これにより、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

美方郡広域事務組合においても、「美方郡広域事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、女性が十分に活躍できる社会の実現を目指します。

この計画は、法第 15 条に基づき、美方郡広域事務組合管理者が策定する特定事業主行動計画です。

## 1. 計画期間

この計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた推進体制

本組合では、継続的に女性職員の活躍を推進するため、事務局総務課及び消防本部管理課を主体とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、総務課及び管理課において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定

する。

なお、この目標は、事務局及び消防本部における共通のものとし、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

### (1) 管理的地位への女性職員の登用並びに人材育成

○現状把握（平成 27 年 4 月 1 日現在）

(職員構成)

内 訳	人数		
	男性	女性	合計
組合職員	82人	0人	82人
派遣職員	4人	0人	4人
計	86人	0人	86人

管理的地位にある職員（課長相当職以上の職員）に占める女性職員の割合

男性	女性	合計	女性職員の割合
10人	0人	10人	0%
※内派遣職員2人			

各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	男性	女性	合計	女性職員の割合
課長級以上	7人	0人	5人	0%
副課長級	3人	0人	3人	0%
課長補佐級	7人	0人	7人	0%
係長級	15人	0人	15人	0%

平成 27 年 4 月 1 日現在、当組合における管理職地位にある職員に占める女性職員は 0 人（0%）となっている。

現在、組合の職員構成については男性職員のみであり、また組合構成町からの職員の派遣状況を考える中においても、管理的地位にある女性職員の登用を考えるにあたっては難しい状況にあると思われる

## (2) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得の促進

### ○現状把握

区分	取得率	平均取得日数
配偶者出産休暇	100% (1/1人)	2日
育児参加のための休暇	—%	—日

平成 27 年度における男性職員の配偶者出産休暇の取得率は 100%となっており、育児参加のための休暇については無かった。今後も制度の周知に努め、取得しやすい環境整備に取り組む。

### ○目標設定

制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得率を 100%、育児参加のための休暇の取得率については 50%程度を目標とする。

## 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。なお、この取組は、総務課及び管理課における共通のものとし、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げていく。

### (1) 管理的地位への女性職員の登用並びに人材育成

平成 28 年度より、管理的地位にある女性職員の登用を考えるにあたっては、課長補佐・係長等の各役職段階における人材の確保を念頭に置いた人材育成を行い、また組合構成町との派遣協議においての人材の確保に努めることにより、管理的地位への女性職員の登用の推進を図る。

### (2) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得の促進

平成 28 年度より、男性職員の育児参画を進めるため、妻が出産する場合の特別休暇、育児のための特別休暇等の制度について、庁内 LAN 等を活用して周知する。